

市営住宅光星団地 5 号棟耐震改修ほか改善事業 基本協定書（案）

市営住宅光星団地 5 号棟耐震改修ほか改善事業（以下「本事業」という。）に関して、札幌市（以下「発注者」という。）と [●●●●] グループを構成する法人（[代表企業名●●]（以下「代表企業」という。）、[構成企業名●●]（以下代表企業と〔構成企業名●●〕とを併せて「構成企業」という。）をいう。以下総称して「受注者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して受注者が落札者として決定されたことを確認し、受注者と発注者との間の事業契約締結に向けて、受注者と発注者の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、発注者と受注者との間で締結される本事業に係る契約をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の効力発生日から令和 8 年 10 月 30 日までの期間をいう。ただし、事業契約の期間が延長された場合又は事業契約が解除された場合若しくは終了した場合は、事業契約の効力発生日から延長された事業契約の期間満了日又は事業契約が解除された日若しくは終了した日までの期間をいう。
- (3) 「提案書類」とは、受注者が本事業に係る総合評価落札方式手続において発注者に提出した提案書、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (4) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において発注者が提示した一切の条件をいう。
- (5) 「入札説明書」とは、本事業の総合評価落札方式手続による受注者の選定に関し、令和 5 年 3 月 31 日に公表された入札説明書及び入札説明書の添付資料並びに付属資料をいう。

（発注者及び受注者の義務）

第3条 発注者及び受注者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 受注者は、提示条件を遵守の上、発注者に対し提案書類を提出したものであることを確認する。また、受注者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の公募手続における発注者及び市営住宅光星団地 5 号棟耐震改修ほか改善事業者選定委員会の要望事項を尊重する。ただし、当該要望事項が、入札説明書及び入札説明書等に関する質問に対する回答から逸脱している場合を除く。

（担当業務）

第4条 本事業に関する各業務のうち設計に係る業務は●●が、施工に係る業務は●●が、工事監理に係る業務は●●が、それぞれ担当し、担当業務を誠実に行うものとする。

(事業契約)

第5条 発注者と受注者は、本協定締結後、入札説明書に従い本事業に係る事業契約の仮契約（以下「仮契約」という。）を、令和5年10月上旬を目途として、締結するものとする。

- 2 前項の仮契約は、その内容について札幌市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生までに、受注者において、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、発注者が公表した事業契約書（案）における解除事由のうち構成企業の責めに帰すべき事由によるものに該当する場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、発注者は、本協定を解除して仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を解除することができるものとする。
- 4 前項に定める場合において、代表企業を除く構成企業が前項の参加資格を欠くに至った場合には、発注者は事業契約の締結にあたり、発注者が別途指定する期間内に、入札説明書に従い、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業の補完を求める場合がある。
- 5 本条第3項及び第4項に掲げる場合のほか、事業契約の効力発生までに、受注者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと発注者が認めたとき、又はその他受注者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に発注者が認めたときは、前項の規定にかかわらず、発注者は、本協定を解除して仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を解除することができるものとする。

(準備行為)

第6条 受注者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができ、発注者は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。

(事業契約不成立の場合の処理)

第7条 本協定で別段の定めがある場合を除き、事由を問わず仮契約の締結に至らなかった場合（仮契約が解除された場合を含む。）又は仮契約が札幌市議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、既に発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合、受注者は発注者から貸与を受けた資料を直ちに発注者に返却するものとする。なお、発注者は受注者から提出を受けた資料について返却を行わないものとし、受注者はこれに異議を述べないものとする。

(秘密保持)

第8条 発注者及び受注者は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は受注者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者及び受注者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 前2項にかかわらず、発注者及び受注者が裁判所により開示を命ぜられた場合及び法令に基づき開示する場合は、発注者及び受注者は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第9条 本協定は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、札幌地方裁判所とする。

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の効力発生に至らなかった場合は、仮契約の締結又は事業契約の効力発生に至る可能性がないと発注者が判断して代表企業に通知した日までとする。

- 2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第7条及び第8条の規定の効力は存続するものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえこれを決定するものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定を●通作成し、発注者及び受注者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月●日

発注者

札幌市

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市長 秋元 克広

構成企業（代表企業）

住 所

●
●
●

構成企業

住 所

●
●
●

構成企業

住 所

●
●
●

構成企業

住 所

●
●
●